

# 第一章 廃棄物処理法関係

## 第1節 廃棄物の定義及び種類

### 1 定義等

#### (有価物の判断)

問1 有用物と脱法的有用物（実質的廃棄物）とを区分する判定基準は何か。

答1 問題となっているものについての排出工程、性状、取引価格及び売却先における利用方法に関して、当該物が有用物であることの正当な証明のための具体的裏付けとなるような資料によって判断する。排出者の主観的意思のみによって一方的に決定されるものではない。なお、当該資料は行政庁の要求により、いつでも提出しうるものであることが必要である。（昭53.11.28H県研修会）

#### (不要となった原料、半製品)

問2 倒産企業の原料や、半製品が放置されたことにより、客観的に不要物となった場合、これらは産業廃棄物と解されるか。

答2 貴見のとおりである。事業活動が停止しても、そのものが以前の活動により排出されなかったものであるとしても、産業廃棄物でとらえられる範囲のものは、極力取入れるべきである。（昭51.5.25H県聴取）

#### (一般廃棄物を処理したもの)

問3 一般廃棄物を処分して生ずる廃棄物は、一般廃棄物であると従来から定義されているが、一般廃棄物を処分することは、一つの事業活動とみなされるとすれば、産業廃棄物になるものもあるのではないか。

答3 一般廃棄物は、どのように処分されようと一般廃棄物である。一次的に、発生した時点でとらえ、一般廃棄物か、産業廃棄物かどちらかの適用を受ける。（昭53.12.18H県聴取）

#### (一般廃棄物中間処理後の残さ)

問4 市町村において収集した一般廃棄物を、それに含まれる金属資源等の回収を目的として、破碎、選別等を民間事業者に委託した場合、この破碎、選別し、金属資源を回収した後の残さは、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれに該当するか。

答4 中間処理という過程を経ても一廃は一廃、産廃は産廃という整理になる。一廃で排出された物は、最後まで一廃ということになる。（平12産業廃棄物行政中四国ブロック会議）

#### (人体に由来する不要物)

問5 火葬後の人骨、骨灰、医療機関から生ずる人の手足、内蔵等の焼却灰は産業廃棄物か。

答5 火葬後の人骨、骨灰は、宗教的感情の対象として、社会通念上、何らかの意味での価値あるものであり、処理法上の廃棄物とみることはできない。公序良俗に反しないような適切な処理が行われていれば問題ない。また、医療機関から生ずる人の手足、内蔵等の処理については、医療法、死体解剖法において規制されている。

（注）ただし、不用物として排出される場合には、一般廃棄物となる。なお、この場

合の処理方法についても、社会通念に即して十分な配慮を行うことが望ましい。  
(昭53.11.28H県研修会)

(放射性医薬品)

問6 放射性医薬品を廃棄する場合に法の適用はあるか。

答6 法第2条第1項では廃棄物から放射性物質及びこれによって汚染された物を除いており、照会の物には適用はない。(昭54.11.26環整128、環産42問25)

(改良を行った産業廃棄物)

問7 工事現場で産業廃棄物が発生した場合、工事現場内で改良等を行えば産業廃棄物の扱いから外れるのか。

答7 破碎、脱水等の中間処理を行ったものが、有価物である建設資材として取扱われる場合は外れる。(平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

(輸出契約の見本)

問8 産業廃棄物を加工した物を有価物として輸出しようとする者Aがいる。当該物は国内でも有価物として取引きされている。Aは輸出契約を成立させるため当該物の見本をAが輸出する場合、当該見本は有価物として取扱ってよいか。

答8 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問16)

(有価物の輸出)

問9 貴金属を含む廃液を外国に有償で輸出しようとする者がいる。この場合、当該廃液は有価物として取扱ってよいか。

答9 当該廃液が有償売却されることが確認されれば有価物と判断される。(昭57.6.14環産21問17)

## 2 燃がら・集じん施設のばいじんとその類似物

(不溶化処理後の廃棄物)

問10 ある工場において、鉛及び六価クロムが判定基準値を超過するため特別管理産業廃棄物となる「ばいじん」が排出されたおり、当工場では当該廃棄物に薬剤(硫化カルシウム)及びpH調整剤を加えて、重金属類の不溶化の処理を行い、天日乾燥した後、管理型最終処分場で埋立処分することを計画している。不溶化処理された廃棄物が判定基準値を満足するものとなつていれば、通常の産業廃棄物の範疇のものと考えられるが、当該廃棄物は産業廃棄物の分類上、いずれの産業廃棄物として分類されるか。

本県では、不溶化処理を行った段階では「ばいじん」へ薬剤を加えたものであり、泥状を呈していると考えられるため、産業廃棄物の「汚泥」に該当すると考える。なお、本県の解釈が適当であれば、不溶化処理を行う薬剤が粉体などで、不溶化処理した段階のものが泥状とならない場合にあっては、どのように解釈すべきか。

答10 不溶化処理が中間処理とみなせる処理で、処理した時点で泥状を呈しているのであれば、貴見によることとして差支えない。また、粉体で処理し、処理後のものが産業廃棄物の分類上燃え殻からばいじんまでのいずれにも該当しないのであれば、当該廃棄物は産業廃棄物処理物(令第2条第13号廃棄物)に分類される。(平7.4.2)

7H県聴取)

(石炭灰)

問11 石炭火力発電所から排出される石炭灰は何か。

答11 集じん装置により補足されたものはばいじん、その他のものは燃え殻である。  
(昭57.6.14環産21問9)

(使用済み活性炭)

問12 事業活動に伴って排出された使用済み活性炭は産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答12 不純物が混在すること等により泥状で排出されるものは汚泥に、固形状で排出されるものは燃え殻に該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問10)

(ダイオキシン類を含有するばいじん等)

問13 「ばいじん等」測定した結果、ダイオキシン類の量が「3 ng/g以下であれば、次の測定で基準を越えない限り特別管理産業廃棄物とならないか。

答13 原則は、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第2項に基づき測定した結果が3 ng/g以下であっても、次に測定するまでの間に排出されたばいじん等について基準を越えて排出されたものは特別管理産業廃棄物となる。

ただし、実際は測定してみないとわからないので、現実の運用としては次に測定して基準を越えるまでは、特別管理産業廃棄物に該当しないとして取扱ってよい。

測定の結果基準を越えた場合について、

○その測定後に排出されるばいじん等は特別管理産業廃棄物として取扱われる。  
(次に測定して基準以下であることが確認されるまでは)

○測定より以前に排出されたものについては3 ng/gを越えていたとは明確に断言できないため、以前に排出されたばいじん等が既に処分されている場合について処分基準違反を問うことは難しい。特に最終処分されたものまで調査することは難しいと考える。ただし、このようなばいじん等が処分されず保管等の状態で残っており、廃棄物焼却炉の操業状態から見て、基準を越えたばいじん等と同様の性状を有すると判断される場合には、調査し適正な処分を指導することは問題ない。(平12.1.27本県聴取)

(市の発電を伴うごみ焼却後の燃え殻)

問14 市が設置するごみ焼却施設において、ごみの焼却に伴い生ずる熱エネルギーを回収し、発電等を行っている。その際のごみの燃え殻は産業廃棄物か。

答14 一般廃棄物である。(昭54.11.26環整128、環産42問8)

### 3 汚泥・廃油とその類似物

(さく岩に伴い発生する無注薬汚泥)

問15 建設工事に伴い基盤材(コンクリート等)を注入するために、さく岩し取除いた含水率の非常に高い(含水率95%以上)無注薬汚泥を搬出し処分する場合、この無注薬汚泥は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項に該当する汚泥として扱うべきか否か。

なお、当該工事のさく岩については、掘削機の掘削用機材に熱をもたせないため、

又掘削しやすいように水を注入し水圧をかけながら行うものである。

答15 設問に係る汚泥が、建設工事を行う者にとって、自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった場合には、当該汚泥は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する汚泥に該当する。（昭54.5.28環産6(1)）

#### （掘削工事から排出される泥水）

問16 泥水循環工法による掘削工事から発生する強アルカリ性を示すベントナイト泥水は、廃棄物処理法第2条第4項に規定する「汚泥」と「廃アルカリ」の混合物と解してよい。か。

答16 ベントナイト泥水は含水率が非常に高いから、その液性がアルカリ性を呈しても、総体として「汚泥」である。（平4H県聴取）

#### （沈澱した食品残さ）

問17 蒲鉾、ちくわ、てんぷら等の食品を製造する過程において生じた残さ物が、処理施設に流入して沈澱し、泥状になった物、及び浮遊物（スカム）は総体として産業廃棄物である汚泥と解してよい。か。

答17 貴見によることとして差支えない。（昭56.7.14環産25）

#### （板ガラス製造工程から排出される廃棄物）

問18 みがき板ガラスの製造工程において、発生する湿泥状の廃棄物で、再生使用不可能の研削剤（珪砂）、研磨剤（酸化セリウム）及びガラス成分の一部や石膏のスラリー状のものを沈澱池に導き、自然乾燥させたもの（通常おかちん）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう産業廃棄物の定義によれば、何れに該当するか。

答18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に掲げる汚泥に該当する。（昭50.4.9環整36問2(1)）

#### （パラクロルベンジルクロライド製造工程から排出される廃棄物）

問19 某化学工場のパラクロルベンジルクロライド製造工程から廃棄物が排出されるが、この廃棄物が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項の「廃油」、「汚泥」のどちらかに該当するか。

なお、廃棄物の性状等は、パラクロルベンジルクロライド蒸留残渣、外観は淡褐色タール状、推定比重は1.4～1.5、塩素含有量は31.9%である。

答19 パラクロルベンジルクロライド製造工程のうちパラクロルベンジルクロライド精溜塔の蒸留残渣は、「廃油」である。（昭48.10.24環整82）

#### （可塑剤製造工程から排出される廃棄物）

問20 無水フタル酸を主原料として、可塑剤（DOP「デオクチルフタレート」）を製造する過程において生ずる廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう産業廃棄物に該当するか。

なお、本廃液は、濃縮のうえ、焼却炉（産業廃棄物処理施設）において焼却処理している。

答20 設問の廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項の「産業廃棄物」に該当する。（昭50.4.9環整36問1）

### (下水管渠の泥状物)

問21 下水管渠、道路側溝等の清掃を行った際発生する泥状物は産業廃棄物か。

答21 下水管渠等に堆積した泥状物に対して、下水管渠等管理責任者たる国、地方公共団体等がこれを除去し、排出した場合は、産業廃棄物（汚泥）としてとらえる。ただし、道路側溝等の開渠部にしばしば堆積する紙、木は一般廃棄物であり、そのほか、性状に応じて判断する。（昭54.11.26環整128、環産42問9）

### (レストラン等の沈澱物)

問22 レストラン、給食センター及び旅館に設けられたし尿以外の汚水を処理する施設に堆積する沈澱物は何か。

答22 沈澱物の性状が泥状であれば産業廃棄物である汚泥である。（昭57.6.14環産21問1）

### (クリーニング汚泥)

問23 クリーニング業の洗濯工程から排出されるクリーニング汚泥（パークレンと纖毛かすの混合したもの）は何か。

答23 性状により廃油又は汚泥である。（昭57.6.14環産21問2）

### (無償で引き取るガソリンスタンドの廃油)

問24 産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者が、再生売却する目的でガソリンスタンドから無償で引き取る廃油は、産業廃棄物に該当するか。

答24 他人に有償で売却できない廃油であって、事業活動に伴って生じたものであれば、産業廃棄物である。（平4H県聴取）

### (油分を含む泥状物)

問25 油分を含む泥状物は、産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答25 次のとおり取扱うこと。

(1) 油分をおおむね5%以上含む泥状物は汚泥と廃油の混合物として取扱うこと。

石油類のタンク又は廃油貯留槽の底部にたまっていた泥状物、廃油処理又は油の精製に使用した廃白土、廃油処理のための遠心分離施設から生ずる泥状物等は通常これに該当する。

(2) 油分を含む泥状物であって(1)に示す汚泥と廃油の混合物に該当しないものは、汚泥（油分を含む汚泥）として取扱うこと。

ガソリンスタンドから生ずる汚泥、含油排水処理に伴い生ずる汚泥等は通常これに該当する。

なお、(1)に示す汚泥と廃油の混合物に該当する泥状物中の油分を抽出、分離等により除去した結果(1)に示す汚泥と廃油の混合物に該当しなくなった泥状物は、汚泥（油分を含む汚泥）として取扱うものであること。（昭51.11.18環水企181・環産17運用通知）

### (ディーゼル機関燃料等の重油)

問26 焼玉及びディーゼル機関燃料などに用いられる重油が廃棄物となった廃油は、特別管理産業廃棄物ではないと解してよいか。

答26 お見込みのとおり。（平4.8.31衛環245問4）

### (湿式集じん施設から発生したもの)

問27 汚泥の焼却施設において発生するばいじんが湿式集じん施設において補足され、

水とともに排出され、他の施設から排出された廃水と混合して一括処理する。この沈澱槽で生じる泥状物は産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答27 汚泥に該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問13)

(貯水タンクの泥状物)

問28 事業場に設置されている貯水タンク（工場用水、飲料水として利用される。）の底に溜まった泥状物は何か。

答28 産業廃棄物である。(昭56.12.1H県聴取)

(し尿を含む汚泥)

問29 事業系ビルからの排水とし尿の合併浄化槽から排出される汚泥は、一般廃棄物と解してよいか。

答29 当該汚泥は一般廃棄物である。(昭54.11.26環整128、環産42問6)

(ごみ（一般廃棄物）焼却場から発生する汚泥等)

問30 ごみ（一般廃棄物）焼却場から排出される燃え殻は、一般廃棄物として取扱っているが、次のものはどのように取扱うべきか。

- (1) ダスト、排煙処理に伴って生ずる汚水を処理することにより発生する汚泥も一般廃棄物として取扱ってよいか。
- (2) 機械の修理等に伴って生ずる金属くず、廃プラスチック類は、いかに取扱うべきか。

答30 (1)は、一般廃棄物である。(2)は、産業廃棄物である。

つまり、一般廃棄物を処理することによって生じる廃棄物は一般廃棄物、その他の機械の修理等、一般廃棄物の処理に直接関係しないことで発生する廃棄物（金属等）は、産業廃棄物に該当するものがある。(昭58.2.23H県聴取)

(工事現場から発生する汚泥の改良)

問31 工事現場から発生する汚泥を自ら現場内で改良すれば、産業廃棄物でないと考えて良いか。

答31 脱水等の中間処理により建設工事等の種類に応じた建設資材としての性状を示すものに改良し、かつ、他人に有償売却可能なものであれば産業廃棄物から外れると考えて良い。(平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

## 4 廃酸・廃アルカリとこれらの類似物

(病院の廃ホルマリン)

問32 病院において、解剖用のホルマリンの交換に伴い排出される酸性を呈する廃ホルマリンは何か。

答32 廃酸である。(昭57.6.14環産21問5)

(界面活性剤)

問33 界面活性剤（事業活動に伴って排出）は、産業廃棄物のうち何に該当するか。

答33 ①中性を呈していれば、廃油に、②アルカリ性を呈していれば廃油と廃アルカリの混合物に該当する。(昭57.8.30H県聴取)

(大気環境の常時監視に伴い生ずる廃吸収液等)

問34 大気の常時監視の実施に伴い生ずる廃吸収液等（二酸化硫黄、二酸化窒素又は光

化学オキシダントの測定に伴い生ずる廃吸収液、廃酸化液その他の廃液)の取扱いについては、どのようにすべきか。

答34 当該廃吸収液等は、法第2条第4項の「産業廃棄物」であり、当該吸収液等のpHが2.0を下回る場合には同条第5項の「特別管理産業廃棄物」に該当する。また、当該廃吸収液等の排出事業者は、常時監視に関する事務の実施主体である地方公共団体である。(平8.8.8環大規166、環大二85)

#### (水質自動監視測定装置に係る廃液)

問35 水質自動監視測定装置から生ずる廃液の取扱いについては、どのようにすべきか。

答35 当廃液は、法第2条第4項の「産業廃棄物」であり、当該廃液のpHが2.0を下回る場合又は12.5を上回る場合には同条第5項の「特別管理産業廃棄物」に該当する。また、当該廃液の排出事業者は、常時監視に関する事務の実施主体である地方公共団体である。(平8.8.8環水規285)

## 5 廃プラスチック類とその類似物

### (JR車両内の弁当がら等)

問36 次の解釈について伺いたい。

- (1) JR車両内に乗客が残した弁当箱、湯のみ(プラスチック製)をJRが回収したものは産業廃棄物か、一般廃棄物か。
- (2) 映画館、劇場、野球場等で、同様に営業者が回収したもののは何か。また排出者はだれか。

答36 いずれも産業廃棄物であり、排出者はJRまたは営業者である。(昭60.7.1H県聴取)

### (廃合成塗料)

問37 事業活動に伴って排出される、(1)液状の廃合成塗料、(2)塗料以外の不純物が混合して、泥状となっている廃合成塗料、(3)溶剤が揮発し、固形状となっている廃合成塗料はそれぞれ産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答37 (1)は廃油と廃プラスチック類の混合物に、(2)は汚泥(油分を5%以上含んでいる場合にあっては汚泥と廃油の混合物に、(3)は廃プラスチック類に該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問15)

### (使用済みイオン交換樹脂)

問38 事業活動に伴って排出された使用済みのイオン交換樹脂は、産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答38 廃プラスチック類に該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問16)

### (廃タイヤ)

問39 不要となった合成ゴム製品である自動車専用のタイヤを事業者が排出する場合に、当該タイヤは産業廃棄物の種類のうち廃プラスチック類に該当するか、ゴムくずに該当するか。

答39 廃プラスチック類に該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問17)

### (公道のセンターライン等の路面表示用塗料)

問40 国道のセンターライン等の路面表示用塗料が除雪作業により剥がれ、数センチメー

トルの固形状の破片となり、道路上に散乱する。

この固形状の破片（塗料）には、鉛又はその化合物及び六価クロム化合物が含まれている。

この廃棄物は、産業廃棄物である廃プラスチック類と考えられるが、安定型最終処分場で処分することができるか。

**答40** その廃棄物を安定型最終処分場で処分する場合、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号ホ（第3条第1項第3号ロを準用）の規定により、地下水等を汚染するおそれがないことが必要である。

具体的基準としては、\*昭和52年3月14日付総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」第2条第2項第2号への規定が適用されることとなり、処分ができるのは安定型最終処分場ではなく、管理型最終処分場と考えられる。

\*昭和52年3月14日付総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」第2条第2項第2号へ

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- (1) ホ(1)に掲げる項目に係る水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に適合していない時。
- (2) ホ(2)に掲げる項目に係る水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラムを超えていているとき、又は化学的酸素要求量が1リットルにつき40ミリグラムを超えてている時。

(平11.2.26本県聴取)

## 6 紙くず・木くず（枝条・草を含む）・繊維くず・ゴムくずとこれらの類似物

（木屑及び除草の草）

**問41** 木屑、除草の草を果樹園、酪農家等の必要とする人に渡すことは可能か。

**答41** 有価物であれば可能である。有償売却以外は有価物としての取扱いを明確にする意味で、必要とする者が取りに来ること。（平11.4.19廃対第5号本県課長通知）

（除草や木の枝）

**問42** 除草や木の枝を刈りっぱなしにして構わないか。

**答42** 肥料等として使用する場合を除き、廃棄物で有れば飛散・流出しないよう保管あるいは撤去が必要である。（平11.4.19廃対第5号本県課長通知）

（草等の仮保管）

**問43** 草等の仮保管として、用地内に仮囲い等をして乾燥を待つのは問題ないか。

**答43** 乾燥中の性状の変化等による生活環境への影響が無い場合で、かつ乾燥後、適正に処理されるのであれば問題ない。（平11.4.19廃対第5号本県課長通知）

### (伐採材木や伐根)

- 問44 (1) 建設業者が住宅や工場を設置する際、その工事箇所から発生する伐採材や伐根（建設工事以前から植生していた木）は産業廃棄物に該当するか。
- (2) 建設業者が山間地等に道路を整備（新規や道路拡幅工事を含む）する際、その工事箇所から発生する伐採材や伐根（建設工事以前から植生していた木や街路樹）は産業廃棄物に該当するのか。
- (3) 建設業者が新規に住宅団地やダム等の大規模開発を伴う建設工事をする際、その工事箇所から発生する伐採材や伐根（建設工事以前から植生していた木）は産業廃棄物に該当するか。

答44 (1)、(2)、(3)いずれも産業廃棄物に該当する。（平11.4.19廃対第5号本県課長通知）

### (工作物の範囲)

- 問45 工作物の新築、改築及び除去に伴って生じた建設業に係る紙くず及び繊維くず並びに木くずについては、産業廃棄物に該当するが、工作物の範囲はどの程度の範囲を言うのか。

答45 工作物は、地上又は地中に人工を加えて製作したものが該当し、建築物のほか、道路、ダム、公園等の土木工作物も含まれる。

ただし、工作物の建設予定がない単に造成、土砂採取等の目的で行われる場所から生じる廃棄物には、この取扱いは適用されない。（平11.4.19廃対第5号本県課長通知）

### (輸入木材の卸売業に係る木くず)

- 問46 令第2条第2号に規定する輸入木材の卸売業に係る木くずとは、輸入木材の輸入を業務の一部又は全部として行っている総合商社、貿易商社等の輸入業務活動に伴って生ずる木くずをいうものであると解してよいか。

答46 貴見のとおり解して差支えない。（昭47.1.10環整2問16）

### (海面に浮遊する木くず)

- 問47 船舶から輸入木材を陸揚げする際に、船舶の側面から海面に直接木材を放出し引き揚げる方式がとられる。この場合、海面に浮遊する木くずを集めて処理することとなるが、これは産業廃棄物か。

答47 輸入木材の卸売業に係るものであれば、陸揚げの時点で産業廃棄物たる木くずに該当することになる。（昭54.11.26環整128、環産42問19）

### (ダムから排出された流木)

- 問48 水力発電所のダムの管理に当たり、不要として排出された流木は一般廃棄物と解してよいか。

答48 お見込みのとおり。（昭54.11.26環整128、環産42問2）

### (個人家屋を自ら解体する場合)

- 問49 個人家屋を自ら解体する場合の廃木材はどのように扱うべきか。

答49 個人家屋を自ら解体する場合の廃木材は当該住民の排出する一般廃棄物である。（昭54.11.26環整128、環産42問4）

### (茅葺き屋根)

- 問50 茅葺き屋根の家屋を解体する際に排出される茅葺き屋根は、産業廃棄物に該当す

るか。

答50 解体工事に伴って廃棄物として排出される茅葺き屋根（茅の部分）は、産業廃棄物の20種類のどれにも該当しないため、一般廃棄物となる。一般に纖維くずの定義は、畳のように織ってあるものを指し、茅葺き屋根はこれには該当しない。（平11.12.20本県聴取）

#### （おがくずの焼却）

問51 木材加工業者が設置する木くずボイラーで、切削くず（いわゆる「おがくず」）を燃料として使用しているが、この切削くずは畜産業者の敷きわらと同等品として明らかに使用している。この切削くずは畜産業者の敷きわらとしては明らかに有償売却可能なものとした場合であっても、燃料としては有償売却不可能なものであることから、この燃料としての自ら利用は木くずの焼却処理と判断して差支えないか。

答51 別用途であっても明らかに有償売却可能なものは、有価物であり、当該切削くずは燃料として取扱うこと。（平10.11.30本県聴取）

#### （イベント会場の展示台等）

問52 市内にあるイベント会場の屋内展示場を利用し、各メーカー等が各種の展示会を開催している。展示方法はそれぞれ仕切り及び展示台を設け、各メーカー等が新製品等を展示する。

仕切り及び展示台については、コンパネ、角材及び金属アングル等を使用し現場で組み立て、製作しているようだ。

展示会が終了すると、大きな物はクレーンと人力で解体、小さな物はハンマー等を使用し解体後、再利用できない物はパッカー車等に詰込んで処分先へ運搬していく。

このような場合、排出される木くず（コンパネ及び角材）及び紙くず（コンパネに貼られたポスター等）については、産業廃棄物の木くず、紙くずと判断してよろしいかご教示願いたい。

また、産業廃棄物と判断された場合、建設業の何の業種に該当するのか。工作物の定義についても併せてご教示願う。

答52 イベント会場の屋内展示場にある仕切台及び展示台等は工作物に該当するが、当該工作物の設計、製作、施工及び撤去等は、建設業ではなく、ディスプレイ業に該当することから、当該工作物を解体した際に生じた紙くず又は木くずは産業廃棄物に該当しない。（平13.11.2T県照会）

## 7 動物又は植物に係る固体不要物・動物系固体不要物・動物のふん尿・動物の死体これら類似物

#### （家畜ふん尿の処理施設から生じた汚泥等）

問53 家畜ふん尿の処理施設において生じた汚泥は家畜ふん尿か、また、処理後の放流水についてはどのように考えるのか。

答53 設問の処理後の汚泥は、汚泥として取扱われるものである。なお、処理後の放流水については、廃棄物処理法において処理基準が課せられていない。（昭47.1.10環境2問5）

### (農家の副業による家畜の飼養)

問54 農家が副業として豚を飼養する場合であっても、その豚に係る家畜ふん尿は、令第2条第10号に規定する産業廃棄物に該当するか。

答54 自家用以外のものは、事業内容が畜産農業に該当すると考えられるので、令第2条第10号に掲げる産業廃棄物（動物のふん尿）である。

飼養頭数については、とくに問わないが社会通念上、自家用とみなし得る場合は除かれる。

なお、豚以外の家畜についても同様に解されたい。（昭47.1.10環整2問6）

### (と畜場)

問55 と畜場から排出される次の廃棄物の種類は何か。

- (1) 汚水処理施設に堆積する泥状物
- (2) 動物のふん尿

答55 (1)は産業廃棄物である汚泥、(2)は一般廃棄物である。（昭57.6.14環産21問3）

### (畜産類似業の動物のふん尿)

問56 産業廃棄物である動物のふん尿は「畜産農業」から排出されたものに限定されているが、「畜産類似業」から排出される動物のふん尿も、産業廃棄物である動物のふん尿として取扱ってよいか。

答56 お見込みのとおり。（昭57.6.14環産21問8）

### (ペットのふん尿の取扱い)

問57 (1) ペットショップから発生するペットのふん尿及びそれらを専用浄化槽にて処理した汚泥については、一般廃棄物として処理すべきか産業廃棄物として処理すべきか。

- (2) ペット飼育可能マンションに設置したペット専用浄化槽の汚泥は、一般廃棄物として処理すべきか産業廃棄物として処理すべきか。

答57 (1) ペットショップにおけるペットのふん尿をそのまま排出すれば一般廃棄物扱いとなるが、排水処理した場合、排水処理施設に堆積する泥状物は事業活動に伴って生じた廃棄物となり、産業廃棄物の汚泥に該当する。

- (2) 当該処理設備を、マンションの付帯設備としてマンション管理者が所有し、入居者が使用するという場合には、マンション管理者の産業廃棄物であるが、入居者が共有する施設である場合には、一般廃棄物となる。（平13M県聴取）

### (食料品製造業に係る製品くず)

問58 食料品製造業から排出される製品くず（例えば、ハム製造業におけるハムくず、パン製造業におけるパンくず等）は産業廃棄物に該当するか。

答58 通常の製造工程から排出されたものは、令第2条第4号の産業廃棄物（動植物性残さ）に該当する。（昭54.11.26環整128、環産42問20）

### (野菜のカットを業として行う際に排出される野菜くず)

問59 A事業所は惣菜製造と野菜のカットを業として行っている。野菜カットは、購入又は栽培した野菜のカットのみを行い、スーパー等に出荷している。このカット工程から排出される野菜くずは、産業廃棄物（動植物性残さ）に該当すると解してよいか。

答59 お見込みのとおり。(平5.8.25H県聴取)

(エビフライの製造過程で不要となった小麦粉)

問60 海老フライを製造する過程で不要となった小麦粉は、産業廃棄物に該当するか。

答60 当該小麦粉は、海老フライを製造するために使用される原料と解されることから、それが不要になった場合は、廃棄物処理法第2条第4項に規定する「動植物性残さ」に該当する。(平4 H県聴取)

(野犬の焼却残灰)

問61 野犬狩りの後保健所が、その死体を焼却した際の残灰は、一般廃棄物と解してよい。

答61 お見込みのとおり。(昭54.11.26環整128、環産42問3)

(競争馬のトレーニングセンターから排出される馬の糞尿)

問62 他県の競走馬(競馬馬)の生産事業者が、県内に競走馬のトレーニングセンターの設置を計画しており、そこから排出される馬の糞尿については、施行令第2条第10号に掲げる産業廃棄物として処理するべきか、または、その他一般廃棄物として処理するべきか。

答62 廃棄物処理法第2条第4項第1号及び同法施行令第2条第10項(動物のふん尿(畜産農業に係る物に限る。))にはあたらず、「一般廃棄物」として取扱うべきである。

業の判断は、目的により判断するべきで、今回の事例はあくまでも競走馬の育成と思われ、畜産農業とするのは妥当ではないと考える。(平12.6.1本県聴取)

(輸入バナナ等)

問63 輸入業者が輸入したバナナ等の果実や生鮮野菜の腐ったものを通関手続後に陸上で処理している。これらは一般廃棄物か。

答63 一般廃棄物である。(昭54.11.26環整128、環産42問7)

(賞味期限切れの食料品)

問64 食料品製造業者(製麺業)が、スーパーマーケットに製品(うどん玉等)を出荷する際に賞味期限切れ等の理由で、以前に納入した製品を無償で回収している。回収したものをそのままの形で処分する場合、当該廃棄物は令第2条第4号で規定する「動植物性残さ」と解してよいか。

答64 令第2条第4号で規定する動植物性残さには該当しない。当該第4号で規定する産業廃棄物は、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物であり、回収された製品はこれに該当しない。(平5.7.28H県聴取)

(学校給食センターから排出されるもの)

問65 学校給食センター(製造したものの供給先は学校のみで他に卸売りすることはない。)から排出される動植物性残さは、産業廃棄物に該当するか。

答65 該当しない。(平5.10.18H県聴取)

## 8 金属くず・鉱さいとこれらの類似物

(いもの砂)

問66 いもの(鋳物)の製造工程で使用した廃砂(いもの砂)は、廃棄物の処理及び清

掃に関する法律にいう産業廃棄物の定義によれば、何れに該当するか。

答66 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第8号に掲げる鉱さいに該当する。(昭50.4.9環整36問2(2))

(銑鉄鋳物製造業から排出された鋳物等)

問67 銑鉄鋳物製造業から排出される鋳物又は砂は、産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答67 鉱さいに該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問23)

(道路改修等で掘削された路盤材)

問68 有価物である鉱さいを路盤材として使用した後、道路改修等により掘削した場合、当該掘削物が性状等から明らかに鉱さいと認められる場合、当該掘削物は鉱さいに該当するか。

答68 路盤材として使用された鉱さいが有価物として使用されていた場合は、工作物の除去に伴って生じたものであり、がれき類に該当する。(平5.11.22H県聴取)

(金属の研磨かす)

問69 金属の研磨工程から排出される研磨かすは産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答69 金属くずに該当する。ただし、粉末状、又は泥状を呈し、金属としてとらえることが困難な場合には汚泥に該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問21)

(廃サンドブラスト)

問70 銅の鉱さい、鋳物廃砂を粒度調整したサンドブラストを船体に吹き付けて、錆、塗料を落としている。この際発生する廃サンドブラスト又はこれらの混合物は何に該当するか。

答70 廃サンドブラストは、鉱さいに該当する。また、廃サンドブラストと船体からの剥離物（金属片及び塗料片）との混合物を鉱さいとして取扱うか、又は鉱さいと他の産業廃棄物との混合物として取扱うかは、その物の性状、混合割合等を総合的に勘案して判断されたい。(昭59.2.9H県聴取)

(流動床式焼却施設の流動廃砂)

問71 下水汚泥の流動床式焼却施設から排出される流動廃砂は、鉱さいに該当するか。

答71 燃え殻に該当する。未使用で不要物として処理又は付着物を除去する場合は、鉱さいに該当する。(平5.9.29H県聴取)

(自動販売機横に設置されたくずかごの空缶)

問72 スーパーマーケットなどに設置されている自動販売機のそばに置かれているくずかごに捨てられる「空缶」は、産業廃棄物に該当するか。

答72 自動販売機を設置している者又は自動販売機の管理委託を受けた者が、そのくずかごを設置して回収するのであれば、事業活動に伴って生じた「空缶」と解されるので、当該空缶は廃棄物処理法施行令第2条第6号の産業廃棄物としての「金属くず」に該当する。(平4H県聴取)

(空缶等の移動式破碎施設)

問73 事業者Aは、他者の自動販売機に付帯して設置されているごみ箱の空缶、空瓶、ペットボトルについて、移動式の破碎施設を各自動販売機まで移動させ、その場で業として中間処理（破碎）し、中間処理後の処理物は、この移動式破碎施設のリ

ス会社に売却する事業計画である。

この場合について、空缶、空瓶、ペットボトルは産業廃棄物と解してよろしいか。

答73 お見込みのとおり。(平13.7.6本県事務連絡)

(10%の銅を含むレンガくず)

問74 10%の銅を含むレンガくずを有償で売買しているが、レンガくずだけを廃棄物と考えられるか。

答74 総体としてレンガくずは有価物である。(昭54.11.26環整128、環産42問1)

## 9 ガラス及び陶磁器くず・がれき類（コンクリートの破片など）とこれら の類似物

（工作物の新築・改築、又は除去から発生する廃棄物）

問75 産業廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第493号）により、  
がれき類に係る定義が改正され、さらに\*平成12年12月28日付生衛発第1904号厚生  
省生活衛生局水道環境部長通知「通知の取扱いについて」により、「がれき類」の  
定義から「レンガの破片」という言葉が削除されているが、工作物の新築、改築、  
又は工作物の除去から発生する次の廃棄物は、産業廃棄物のどの種類に該当するか。

- 1 レンガくず（耐火レンガくずを含む）
- 2 瓦くず
- 3 (削除)
- 4 タイル

※平成12年12月28日付生衛発第1904号厚生省生活衛生局水道環境部長通知  
「通知の取扱いについて」

(15) 令第2条第9号に掲げる産業廃棄物

「がれき類」という。工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他各種の廃材の混合物を含むものであって、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じた物を除くものであること。ただし、地下鉄の工事現場等から排出される含水率が高く、粒子の微細な泥状のものにあっては、無機性の汚泥として取扱うものであること。

答75 いずれも、「がれき類」となる。(平13.3.6本県聴取)

（工作物の新築、改築又は除去から生じた廃石膏ボード）

問76 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石膏ボードは、廃棄物の処理及び  
清掃に関する法律施行令第2条第9号に掲げる廃棄物に該当すると解するがどうか。

答76 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石膏ボードは、廃棄物の処理及び  
清掃に関する法律施行令第2条第7号に規定する「ガラスくず及び陶磁器くず」に  
該当する。

◎参考 廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号イ(4)参照のこと。(平13.11.16  
T県照会)

(粒度調整したがれき類)

問77 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、工作物の除去に伴って生じたコンクリー

ト破片を土地造成に利用する目的で、粒度調整等の中間処理をし、付加価値を高めたとしても、そのものを有償売却できず、また占有者自らも土地造成に利用できないで、他人に不要物として、処分料金を支払って処分を委託した場合には、このものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう産業廃棄物にあたると解するがどうか。

答77 貴見によることとして差支えない。(昭55.1.30環産2)

(補修工事のレンガくず)

問78 炉の補修工事に伴って生じた不要なレンガくずは何か。

答78 がれき類である。(昭57.6.14環産21問4)

(生コンかす)

問79 次のとおり取扱うこととしてよいか。

- (1) コンクリートミキサー車のミキサーから生ずる生コンの残りかすであって、不要とされた時点で泥状を呈しているものは、法第2条第3項に規定する汚泥である。
- (2) ミキサー車から発生する余剰生コン及びミキサー車の洗浄汚泥を貯留槽へ入れ脱水したものは、汚泥とする。

答79 貴見によることとして差支えない。(昭61.12.23H県聴取)

(生コンクリート汚泥)

問80 生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの、廃棄物処理法上の取扱いについては、\*平成8年6月4日付衛産第41号により通知があったが、その取扱い細目として、処理した生コンクリート汚泥が「ガラス・陶磁器くずまたはがれき類」に該当すると判断される要件は何か。

※平成8年6月4日付衛産第41号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの廃棄物処理法上の取扱いについて

1 コンクリートミキサー（コンクリートミキサー車のミキサーを含む。）の洗浄に伴って生ずる汚泥及び不要となった生コンクリート（いわゆる「戻りコン」）からの骨材回収に伴って生ずる汚泥（以下「生コンクリート汚泥」という。）を脱水・固化し、一定の養生を行ったもので、固化したモルタルと同等の性状を有するものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第7号の「ガラスくず及び陶磁器くず」に該当する。

2 生コンクリート汚泥を脱水・固化し、養生を行う施設で、1日あたりの処理能力が10立方メートルを超えるものは、廃棄物処理法施行令第7条第1号に規定する施設に該当すること。

なお、生コンクリート汚泥の脱水・固化及び養生については、廃棄物の飛散・流出の防止、汚水の地下浸透の防止など、生活環境保全上の措置が必要であることを念のため申し添える。

答80 1 脱水・固化及び適正な養生が行われ、かつ2に示す性状を有していることが必要であること。

ここで、脱水・固化とは機械的脱水及び圧密が行われることをいう。

2 通知中の「固化したモルタルと同等の性状」とは、強度及び成分に関して固化したモルタルやコンクリート製品と同等であることをいい、具体的には次により判断する。

(1) 強度

建築用ブロックの基準（日本工業規格A5406）から判断して、一軸圧縮強度が80kgf/cm<sup>2</sup>程度が必要であること。

(2) 成分

セメント、水、骨材及びコンクリート用混和剤のみにより構成され、これ以外の物が混入していないこと。

3 生コンクリート汚泥を処理したものが、1及び2の要件を満たさない場合は、汚泥として取扱い、管理型廃棄物としてpH等に係る生活環境保全上の支障が生じないよう適正に処理されなければならないこと。（平8.8.21厚生省 事務連絡）

（石膏ボードくず）

問81 排煙脱硫石膏、石膏ボード製造工程から発生する石膏ボードくずは、それぞれ産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答81 前者は汚泥に、後者はガラスくず及び陶磁器くずに該当する。（昭54.11.26環整128、環産42問12）

（石膏ボード）

問82 解体工事から排出される石膏ボードを処理業として取扱う際は、「紙くず」を事業範囲に含めることは必要か。

答82 解体工事から排出される石膏ボードは、「ガラスくず及び陶磁器くず」として取扱うため、事業の範囲に「紙くず」を含める必要はない。（平11.8.2本県事務連絡）  
（眼鏡製造業から排出されたもの）

問83 眼鏡製造業において、ガラスの荒削工程から排出されるガラス粉末状のもの、荒削後の研磨工程（金属砂を使用）の排水処理施設から排出される泥状物はそれぞれ産業廃棄物のどの種類に該当するか。

答83 前者はガラスくず及び陶磁器くず、後者は汚泥に該当する。（昭54.11.26環整128、環産42問14）

（コンクリートの再生資材としての現場内使用）

問84 コンクリート塊を自ら移動式破碎機で処理すれば、再生骨材として現場内で使用することは可能か。（工事用道路路盤等）

答84 鉄筋等を取除いた一定性状を有するもので有れば可能と考える。（平11.4.19廃対第5号本県課長通知）

（アスファルト切削屑の路盤材としての使用）

問85 アスファルトの切削屑を、他の工事の路盤材として使用することは可能か。（仮設道路等の路盤としての品質は確保されている場合）

答85 仮設道路等の路盤材に有価物として適正に使用することは、可能である。（平11.

4.19廃対第5号本県課長通知)

(アスファルト切削屑の自ら使用)

問86 アスファルトの切削屑を、同一現場内で自ら使用することは可能か。

答86 仮設道路等の路盤材として他人に有償売却可能なものとして自ら利用することは可能である。(平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

## 10 廃棄物の処理のために生じた廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条第13号廃棄物）とその類似物

(処分するために処理したもの)

問87 次のものは、令第2条第13条に掲げる産業廃棄物か。また、具体的に第13号廃棄物とはどのようなものか。

運搬に当たって、飛散防止を図るため、ばいじんにセメント10%を混入し、混練りしたもの。

答87 照会のものは、飛散防止を図るため処理を施したものであり、ダスト類とセメントの混合物である（第13号廃棄物には該当しない）。第13号に掲げるものとして、現在のところ有害物質を含む汚泥、燃え殻、ばいじんをコンクリート固化基準（環境庁告示第5号）に基づいて処分するため処理したものと考えられる。例えば、廃プラスチック類を処分するために切断、粉碎、溶融させたとしても、これはあくまで廃プラスチック類であり、第13号廃棄物ではない。（昭53.5.20H県聴取）

(令第2条第13号廃棄物)

問88 特別管理産業廃棄物である汚泥を無害安定化するためにコンクリート固化したものは、令第2条第13号廃棄物に該当するか。また、単に、悪臭防止等ハンドリングのためにコンクリート処理したものも、令第2条第13号廃棄物に該当するか。

答88 前者は令第2条第13号廃棄物に該当するが、後者は令第2条第13号廃棄物に該当せず処理前の廃棄物と陶磁器くずの混合物である。（平5.8.3H県聴取）

## 11 爆発性、毒性、感染性等人の健康と生活環境に影響のある廃棄物（特別管理廃棄物）とその類似物

(病院から排出された注射器等)

問89 病院から排出される注射器等のガラスくず、金属くず、廃プラスチック類は産業廃棄物と解して差支えないか。

答89 お見込みのとおり。（昭54.11.26環整128、環産42問18）

(揮発油類等)

問90 特別管理産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類であるかどうかの判断は、実務的には、事業活動に伴って排出される、揮発油、灯油若しくは軽油のうち廃油であるもの又はこれらの油を使用することに伴って排出される廃油であって、引火点70°C未満のものとして扱ってよいか。

答90 貴見によることとして差支えない。（平4.8.31衛環245問3）

(揮発油類を含む汚泥)

問91 挥発油類を5%以上含む汚泥は、特別管理産業廃棄物である廃油と産業廃棄物で

ある汚泥の混合物として取扱うこととして解してよいか。

答91 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問5)

(PCB絶縁油を含む電気トランス)

問92 事業活動に伴って排出される、PCB絶縁油を含む電気トランスは令第2条の4第5号のロに定める特定有害産業廃棄物に該当するか。また、当該トランスから絶縁油を取り出したものは令第2条の4第5号のイに該当するか。

答92 どちらも該当する。(平4.8.31衛環245問6)

(石綿を含有するロックウール)

問93 (1) ロックウールに少量の石綿が含有していることが明らかな場合、特別管理産業廃棄物である廃石綿の処理基準に従って処理することによろしいか。

(2) ロックウール単品のみでは、産業廃棄物のガラスくず及び陶磁器くずとして取扱うところであるが、石綿を含有するロックウールが解体工事から発生するがれき類と混合している状態にあっては、特別管理産業廃棄物である廃石綿とがれき類の混合物としての取扱いをし、全体を特別管理産業廃棄物として取扱うことによろしいか。

答93 (1) お見込みのとおり。

含有している量の大小を問わず、含有していることが明らかで、飛散性があるものについては、特別管理産業廃棄物として取扱うこと。

(2) お見込みのとおり。

(参考1) ロックウール工業会談

昭和55年度からは建設省の指導により石綿を含むロックウールは建築物には使用できなくなったことから、当該年度以降に施工された建築物に係るロックウールには、石綿を含有しているものは無い。それ以前には含有しているものがあり、昭和55年度直前が最低の含有率で3%と把握されている。

昭和55年度前後にあっては、エックス線分析で同定する必要がある。

(参考2) 日本石綿協会談

昭和50年度から石綿を5%以上含むものを「特定化学物質障害予防規則」(労働省)により使用禁止されたため、昭和50年度以降昭和55年度までは石綿含有率5%未満のロックウールは使用されている可能性がある。

重量割合1%以上の石綿含有ロックウールの剥離工事については、労働基準監督署に対し届出義務が課されている。

スレート板や石綿管は切断や破碎による石綿の飛散は極わずかであるため、当該処理を行う場合には散水等による飛散防止措置を取っての処理を指導している。

(平11.5.27本県事務連絡)

(石綿を含むスレート)

問94 事業活動に伴って排出される、石綿を含む非飛散性のスレートは特別管理産業廃棄物に該当するか。

答94 該当しない。(平4.8.31衛環245問8)

## 12 混合廃棄物・複数の材質を用いた製品を廃棄物とした場合

(リチウム電池製造工程から発生する合剤屑)

問95 (1) リチウム電池製造工程から発生する合剤屑は、鉄鋼に二酸化マンガンのコーティングがなされたものである。これらの鉄鋼とコーティング材は容易に分離が可能で、分離されたコーティング材は粉末となる。

このコーティング材は、

- ① 本疑義集問69にあるとおり「汚泥」に該当すると考えられる。
- ② 雨水等で地下浸透した際、環境保全上問題（地下水、浸透水への影響）があると考えられる。

については、この合剤屑は、「汚泥と金属くず」であるとしてよろしいか。

(2) リチウム電池製造工程から発生する合剤くず（二酸化マンガンと金属くずの混合物）はどのように処理をするのか。

答95 (1) 合剤屑（二酸化マンガンと金属くずの混合物）は、産業廃棄物である「汚泥と金属くずの混合物」である。（平11.12.7本県聴取）

(2) 「金属くず」は、安定型最終処分場（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）第7条第14号ロの規定に基づく施設をいう。）に搬入可能であるが、「汚泥」である二酸化マンガンと完全に分離する必要がある。

「汚泥」である二酸化マンガン（「金属くず」と一体の場合を含む。）は、管理型最終処分場（施行令第7条第14号ハの規定に基づく施設をいう。）へ搬入することとなる。（平11.12.3本県民間企業への回答）

（廃被覆電線及び廃トランス）

問96 次のとおり取扱ってよいか。

(1) 電線メーカー及び電力会社等の事業活動に伴って生じた廃被覆電線及び廃トランス（絶縁油の入った金属容器に被覆電線及びガイシが付着したもの）の収集運搬を業とするものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項による許可対象とする。

(2) 許可対象とすれば、その種類は

- ① 廃被覆電線については  
「金属くず」及び「廃プラスチック類」 以上2種類
- ② 廃トランスについては  
「金属くず」、「廃油」、「廃プラスチック類」及び「陶磁器くず」 以上4種類とする。

答96 貴見のとおりと解する。（昭51.2.17環整108）

（沈没船処理事業に係るFRP製沈没船）

問97 港湾法に規定する港湾区域に所在する所有者又は占有者が不明で、不要物（無主物）と判断されるFRP製沈没船を、港湾管理者である県が港湾清掃事業の一環として「沈没船処理事業」を行うこととしている。この場合、海から引き上げて廃棄物として処理するとき、当該物は県が実施する沈没船処理事業という「事業活動に伴って生ずる産業廃棄物」と解してよいか。

答97 お見込みのとおり。(平5.7.7H県聴取)

### 13 土砂・石材の取扱い

#### (墓の廃棄)

問98 古い墓を除去して廃棄しようとする場合、廃棄物として取扱ってよいか。

答98 墓は祖先の靈を埋葬、供養等してきた宗教的感情の対象であるので、宗教行為の一部として墓を除去し廃棄する場合、廃棄物として取扱うことは適当でない。(昭57.6.14環産21問12)

#### (廃棄される墓石等の取扱い)

問99 墓石には花崗岩や安山岩等が使用されているが、古くなった墓石が廃棄物として廃棄される場合の種類について伺う。

答99 古くなった墓石又は石材製造業から排出される石片は、ガラスくず及び陶磁器くずに該当する。なお、碎石業から不良鉱さいとして排出される花崗岩等は、鉱さいに該当する。(平14.3.15本県聴取)

#### (線路の砂利)

問100 鉄道の線路に敷いてある砂利を除去した場合、それは産業廃棄物か。

答100 これを不要として排出する場合には、令第2条第9号に規定する産業廃棄物(がれき類)に該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問24)

#### (不要となった墓石)

問101 石材業(法人化を予定)を計画している者が、寺院から所有者がなくなった墓石(=無縁仏)を、また個人が墓を新しく設置するときに下取り行為として引き取った不要の墓石を処理費用(=運搬費用のみ)を徴収して、当該業者の所有地(面積:約一万坪)にその墓石を永久保管する事業を計画しているが、当該永久保管行為の目的が次の事例の場合、当該事業は廃棄物処理法の適用を受けるのか。

また、適用を受けた場合、墓石は何れの廃棄物に該当するのか。

#### (事例)

(1) 墓石の所有者の意思を受けて供養を行う目的が前提にある場合。

(2) 既に所有者の意思確認ができず、代理者として寺院等から供養を目的として委託を受ける場合。

(3) 所有者及び代理者の意思を受けて供養を行う目的がなくても、当該業者の意思により供養を行う場合。

答101 法律解釈上の疑義に関する\*昭和57年6月14日付環産第21号廃棄物対策室長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について」にあるように、墓は供養等してきた宗教的感情の対象であるので、(1)から(3)の事例については当然のことである。

※昭和57年6月14日付環産第21号廃棄物対策室長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について」

#### (墓の廃棄)

問12 古い墓を除去して廃棄しようとする場合、廃棄物として取扱ってよ

いか。

答 墓は先祖の靈を埋葬、供養等してきた宗教的感情の対象であるので、宗教行為の一部として墓を除去し廃棄する場合、廃棄物として取扱うことは適当でない。

(平13M県聴取)

#### (薬剤により処理された掘削土)

問102 トンネルの掘削工事において、掘削部分の地盤改良のために薬剤を注入し、固めた後に掘削を行う。この際に排出される薬剤により処理された掘削土は廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当しないものと解してよろしいか。なお、当該掘削土は、排出された段階では泥状を呈していないものであること。また、当該掘削土に降雨があると、表流水がアルカリ性を呈するおそれがあるものであること。

答102 お見込みのとおり。当該掘削物は廃棄物処理法に規定する廃棄物でないと取扱って問題ない。

ただし、生活環境保全上の支障が生じないよう必要な対策についての指導は必要である。

当該掘削土の利用に当たっては土壤の環境基準等に照らして問題ないかどうか、所管する公害部局等と協議し、生活環境保全上の必要な指導を行うことが必要である。(平12.6.13本県聴取)

## 14 その他

#### (排ガス洗浄装置の処理排水に含まれる塩類)

問103 電気集じん器によりばいじんを除去した後の排ガスから、排ガス洗浄装置により塩化水素を除去しているが、この装置の処理排水に含まれる塩類は、令第1条第2号(特別管理一般廃棄物)の廃棄物に該当しないと解してよいか。

答103 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問1)

#### (砥石かす等)

問104 事業活動に伴って排出される次の産業廃棄物の種類は何か。

- (1) 砥石かす
- (2) 廃接着剤
- (3) 泡沫消化剤かす
- (4) コンクリート固化物

答104 (1)はガラスくず、(2)は固形状であれば廃プラスチック類であり液状であれば廃油と廃プラスチック類の混合物(3)は廃酸又は廃アルカリ、(4)は19種類の産業廃棄物のいずれにも該当しなければ令第1条第13号に掲げる産業廃棄物(第13号廃棄物)である。(昭57.6.14環産21問7)

#### (回収フロンの取扱い)

問105 回収フロンについては、以前産業廃棄物である「廃油」として取扱うことと回答されていたのだが、廃家電或いはカーエアコンから回収するフロンについてはどのような取扱いとなるか。

**答105** 廃家電或いはカーエアコンから回収するフロンについては常温常圧では気体状であるため、廃棄物処理法で規定する廃棄物に該当しないこととしたので、訂正願いたい。

なお、表面処理等に使用した常温常圧で液状の回収フロンについては、産業廃棄物である廃油として取扱うこと。(平10.7.17本県聴取)

## 第2節 排出事業者及びその責務

### (精算法人)

**問106** 精算法人は法に規定する事業者に該当するか。

**答106** 該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問26)

### (閉鎖された最終処分場の掘削物の排出者)

**問107** 最終処分場が廃止された後に当該土地で掘削工事が行われる場合、当該工事に伴って生ずる廃棄物の排出者は当該工事を行う者であると解してよいか。

**答107** お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問10)

### (清掃後の廃棄物の排出者)

**問108** 清掃業者が事業場の清掃を行った後に生じる産業廃棄物について、その排出者は清掃業者となるか。

**答108** 当該産業廃棄物の排出者は事業場の設置者又は管理者である。清掃業者は清掃する前から事業場に発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたにすぎず、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではない。

なお、当該清掃業者が廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可取扱者でもあり、当該産業廃棄物の処理を業の範囲とする場合、当該清掃業者に清掃業の他に産業廃棄物の処理を委託することは可能である。(昭57.6.14環産21問14、平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

### (デパート内飲食店のグリストラップ汚泥)

**問109** デパートA社は、そのビルメンテナンスを関連会社B社に委託している。A社にはグリストラップが個別に設置されたテナント飲食店等が入居している。それらのグリストラップの清掃業務については、B社が一括して汚泥清掃業者C社に委託している。

また、各テナントの排水はA社の排水と合流し、一括して下水道放流している。それらのグリストラップはA社の管理する排水設備の一部であることから、C社の除去した汚泥の排出事業者はA社と解してよいか。

**答109** 排出事業者の判断は、廃棄物と事業との関連性により行うものであり、社会的にひとまとめの仕事といえるものならば、その仕事から関連して廃棄物が排出されていると考えることができる。

本設問にある、ビルを管理するビル管理会社が事業活動として汚泥の処理もするという考え方をすれば、B社であるビル管理会社が排出者になる。(平12Kブロック産廃協議会)